

排ガス浄化装置に備えるドレン受けの警報装置等に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 D 編

改正事項

排ガス浄化装置に備えるドレン受けの警報装置等に関する事項

改正理由

本会規則においては、水酸化ナトリウム水溶液を使用する排ガス浄化装置を設置する船舶にあっては、貯蔵タンク及びポンプ等の当該液体を取扱う機器からの漏洩に備え、ドレン受けを設ける旨規定している。

さらに、同ドレン受けには、高位液面警報装置を備えたタンクに導くドレン管を設けるか、または漏洩を検知する警報装置を設置する旨併せて規定している。

上記設備要件は、水酸化ナトリウム等の化学薬品を使用しない排ガス浄化装置の場合であっても準用して適用するよう規定している。しかしながら、漏洩する恐れがある液体の危険性の違いを考慮していなかったため、ドレン受けに備える警報装置等の取扱いに関し、他の尿素水等の流体を取扱う機器との間で規定に不整合が生じていた。

このため、ドレン受けに備える警報装置等の取扱いを整合させるべく、関連規定を改めた。

改正内容

排ガス浄化装置関連設備に備えるドレン受けに対し警報装置等を設ける旨の規定の対象を、水酸化ナトリウム水溶液を含む液体を取り扱う機器のドレン受けのみとなるよう改めた。

改正条項

鋼船規則検査要領 D 編 附属書 D1.3.1-5.(2) 1.1.1